

(7) 患者及び感染者等

【現状と課題】

国が策定した「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」には、ハンセン病、H I V（ヒト免疫不全ウイルス）感染者とエイズ患者に対する差別や偏見の克服が重要課題の一つとして取り上げられています。

ハンセン病については、1873（明治6）年に「らい菌」が発見され、その後の研究で非常に病原性の低い菌であることが分かったにもかかわらず、関係者の家を大がかりに消毒したり、強制的に患者を隔離するという政策を続け、「とても怖い病気である」という誤った認識や偏見を助長させました。それにより、患者だけでなく、その家族も近所づきあいから疎外され、結婚や就職を拒まれたり、住み慣れた住居の移転を余儀なくされるなどの差別や偏見を受けてきました。

また、H I V感染について、これまで正しい知識や理解の不足、偏見から差別意識を生み、H I V感染者やエイズ患者の多くは、医療の拒否、就職や入学の拒否、職場の解雇など日常生活の中で多くの不利益を受けています。さらに、その他の感染症患者についても、同様の人権上の問題が生じています。

2007（平成19）年に実施した「市民意識調査」では、「もし、職場や地域などで日ごろ親しくつきあっている人がエイズの原因のウイルス（H I V）感染者であることがわかった場合、あなたはどうしますか」の問いに対して、「感染しないよう配慮しながらつきあう」が49.7%、「今までどおり親しくつきあう」が29.5%となっており、約8割が「つきあい継続」と回答していますが、残りの2割は、「わからない」、「できるだけつきあいをさける」と回答しています。

また、「ハンセン病回復者に関する事柄で問題があると思うのはどのようなことだと思いますか」の問いでは、「学校や地域での教育・啓発活動が不十分である」が47.8%、「ハンセン病回復者に対する偏見・差別が残っている」が43.4%となっており、この結果から、様々な感染症患者等に対する理解不足や、偏見、差別意識の存在が認められます。

大田市立病院においては、患者の権利に関する世界医師会リスボン宣言を踏まえ、「人としての尊厳性を保障される権利」をはじめとした患者の権利と義務を明確に位置づけ、それを尊重、保障して医療を提供することを宣言しています。そして、そのことについて院内での掲示、病院案内等の印刷物への掲載、病院ホームページでの掲示などにより、周知を図っています。今後も、患者の人権と主体性を尊重した医療の提供が求められています。

さらに、様々な感染症患者等について、正しい理解をするための啓発を推進していく必要があります。

【施策の基本的方向】

どのような疾病であっても、患者又は感染者ということで差別されてはなりません。一人ひとりが正しい認識を持てるよう啓発活動に努めます。

また、患者の人権に配慮した医療が行われるよう啓発に努めます。

【具体的施策】

ア. HIV感染者等に対する差別・偏見是正のための教育・啓発の推進

感染症患者の人権を重視した「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）」の趣旨に沿って、感染症等に関する正しい知識の普及や情報の提供などに努め、誤解や偏見・差別の解消を図ります。

特に若い世代に対しては、新成人へのエイズ予防の小冊子の配布等によるHIV感染症や性感染症についての情報提供、さらに、学校においては、エイズを予防する能力や態度を育てるとともに、HIV感染者やエイズ患者に対する不安や偏見・差別を解消するため、性教育を家庭や地域と連携して推進します。

イ. ハンセン病に関する正しい知識の普及・啓発の推進

ハンセン病は、治る病気です。「らい予防法」が1996（平成8）年に廃止されて以来、ハンセン病に対する社会の理解は、教育・啓発が進む中深まっていますが、根強い偏見・差別は、未だ残っています。2009（平成21）年4月施行の「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（ハンセン病問題基本法）」の趣旨にのっとり、今後さらに、ハンセン病の歴史・治療・現状等正しい知識の普及や、情報の提供などに努め、誤解や偏見・差別の解消に向けて取り組みます。

ウ. インフォームド・コンセントの普及

国・県の研修等を通じ、関係機関の協力を得ながら、インフォームド・コンセント（*11）の推進に関する啓発に努めます。